

兵ト発第 56号

公告第 496号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合が実施する被保険者ドックの運営に関して、現状に則したものとするため、下記の通り利用規程の第4条（費用）2の条文を一部変更し、第5条に2を加える旨、平成27年2月17日付で届け出たので公告する。

平成27年2月25日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理事長 瀧川博司

記

人間ドック等利用規程

（費用）

第4条2 ドック等の検査費用については、第4条1に規定する自己負担金を本人が受診時に受診した医療機関の窓口で精算し、残る費用について組合が健診機関からの請求に基づいて支払うものとする。

（検査の結果通知及び受診勧奨、特定保健指導）

第5条2 ドック等を労働安全衛生法に基づく事業主健診として実施する場合は、事業主と組合の間で覚書を交わし、利用者の同意を得たうえで健診結果を事業主に提出するものとする。また、該当する年齢の者についてはこの健診を特定健診とみなし、その結果をもとに特定保健指導を実施する場合がある。

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。